

第2章 第4次大村市障害者基本計画

1 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

**障がいのある人もない人も
共に支え合い 心豊かに安心して生活できるまちづくり**

大村市障害者基本計画では、「障がいのある人もない人も 共に支え合い 心豊かに安心して生活できるまちづくり」を基本理念として、全ての市民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、支え合い、心豊かに安心して生活できる「共生社会」の実現を目指して様々な施策を推進してきました。

本計画においてもこの基本理念を継承し、今後の本市のまちづくりの方向性や、障害者権利条約の批准、法改正の趣旨等を踏まえ、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあいながら、いきいきと共生することができる社会の実現を目指します。

(2) 基本目標

基本理念の実現に向けて、本計画では以下を基本目標として様々な取り組みを推進することとします。

I 障がい者の自立支援の充実

II 障がい者の社会参加の促進

障がい者が、心豊かに安心して生活するためには、きめ細かなサービスの提供に努めるとともに、身近な地域で気軽に相談できる体制の充実を図ることが重要です。

また、障がい者が社会参加するためには、障がいや障がい者への市民の理解を深めることが重要です。

2 本計画とSDGs

「SDGs」は2015年（平成27年）9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された持続可能な世界を実現するための2030年（令和12年）までの世界の開発目標のことで、本計画の内容はSDGsの17のゴールのうち、下記のゴールに繋がるものです。

本市における持続可能なまちづくりに向けて、本計画の取組を推進します。

【本計画の内容が繋がると考えられるSDGsのゴール】



3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



8. 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



10. 人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の格差を是正する



11. 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



17. パートナリシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策と主な取組
障がいのある人もない人も共に支え合い 心豊かに安心して生活できるまちづくり	I 障がいの者の自立支援の充実	施策1 相談支援体制の充実・強化 ① 相談支援体制の充実 ② 障がい児に係る相談支援体制の充実 施策2 日常生活を支援するサービス等の充実 ① 障害福祉サービス等の運用 ② 地域生活支援事業その他のサービスの充実 ③ 経済的な自立の促進 ④ 地域生活支援拠点の整備 施策3 就労支援の充実 ① 障害者就労支援施設への支援 ② 雇用の促進と安定に向けた支援 ③ 農業との連携事業への支援 施策4 障がい児支援の充実 ① 障がい児に係る相談支援体制の充実(再掲) ② 専門機関の機能の充実 ③ 保護者への支援 ④ 教職員の指導力の向上 ⑤ 福祉教育等の推進 ⑥ 施設のユニバーサルデザイン化の推進 施策5 心のバリアフリーの推進 ① 啓発・広報活動の推進 ② ボランティア活動の推進 施策6 社会参加しやすい環境づくり ① 生活空間の環境整備 ② 交通関連の環境整備 ③ 情報提供の充実 ④ 情報バリアフリー化の推進 ⑤ スポーツや文化活動等の推進 施策7 健康づくりの促進 ① 障がいの原因となる疾病の予防と障がいの早期発見 ② 適切な保健・医療の確保 施策8 地域で支え合う体制づくり ① 活動団体等との交流の推進 ② 農業との連携事業への支援(再掲) ③ 防災及び災害時の対策の推進 ④ 防犯対策の推進 ⑤ 精神障害者に向けた環境整備の推進
	II 障がいの者の社会参加の促進	

4 施策の推進

基本目標Ⅰ 障がい者の自立支援の充実

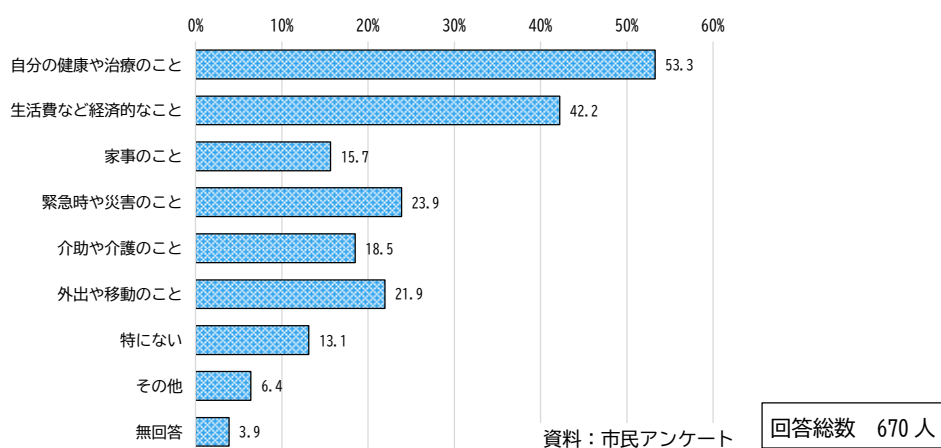
施策１ 相談支援体制の充実・強化

【現状と課題】

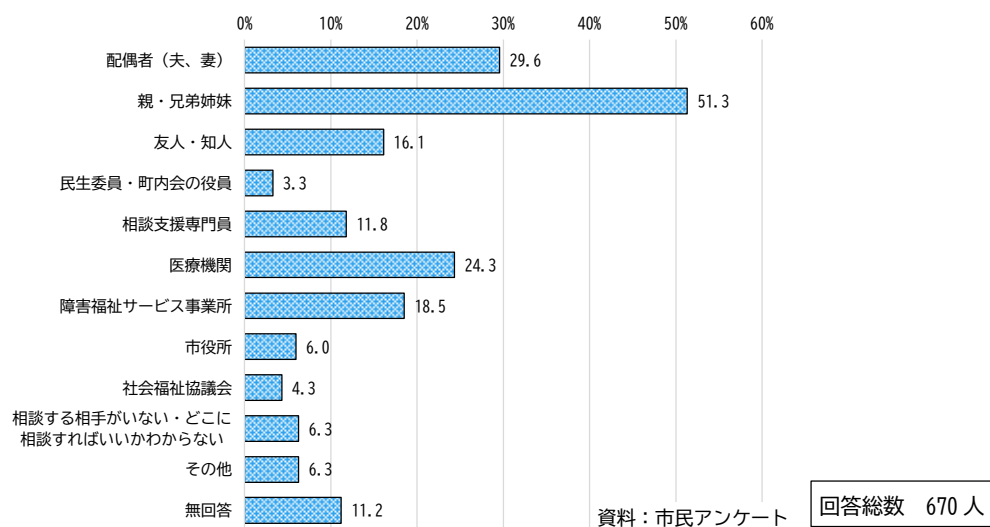
障がい者やその家族は、障がいに起因する悩みや将来への不安を抱えていることから、相談支援体制を充実させるため、相談支援事業所との連携強化を図っています。市民アンケートによると、「自分の健康や治療のこと」、「生活費など経済的なこと」、「緊急時や災害のこと」等、日常生活における様々な面で何らかの不安を抱えていることが分かります。

相談先の周知に加え、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等との連携を強化し相談支援体制を充実することや、自立支援協議会の相談支援事業所連絡会において、情報共有や研修等を行うなど、相談支援専門員のスキルアップを図ることが重要です。

【現在不安に思っていること】

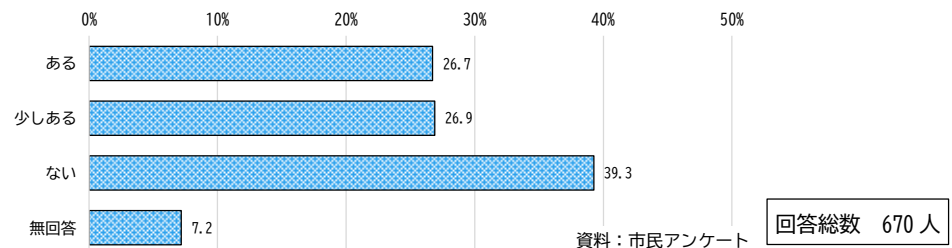


【困ったときや不安を感じる際の相談先】



障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験については、「ある」、「少しある」が半数以上となっており、障がい者の人権や権利を擁護するため、虐待防止体制の充実や成年後見制度の普及・啓発に取り組む必要があります。

【障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験の有無】



【施策の方向性】

- 障がい者が安心して日常生活が送れるよう、身近な地域で気軽に相談できる支援体制の充実を図るなど、きめ細かな支援に取り組めます。
- 障がい者や家族等からの相談に応じ、虐待防止対策の充実や成年後見制度の活用促進に取り組めます。

【主な取組】

①相談支援体制の充実

項目	具体的な内容
相談支援事業の充実	ア 一般相談支援 障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービス等の利用支援、権利擁護、意思決定支援等に関する相談支援を行います。 また、受けた相談については、支援が途切れないよう必要に応じて定期的な連絡を行います。 イ 計画相談支援 障がい者の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス等利用計画を作成します。 ウ 地域移行支援・地域定着支援 入所施設や精神病院等からの退所・退院に当たり、地域移行に向けた支援を行います。 また、退所・退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

項目	具体的な内容
相談支援ネットワークの充実	大村市地域生活支援センター「ラフ・ラム」を中心に障害福祉サービス事業所等との連携を図るとともに、民生委員児童委員等の地域の社会資源を活用するなど、関係機関が連携しながら適切に支援を行う体制を充実させます。
障害者相談員の活用	身体・知的・精神障がいのある方やその家族等が、自身の経験を活かして相談員となり、障がい者へ必要な助言・情報提供等を行います。
自立支援協議会の活用	医療、保健、福祉、教育等の関係者で構成する自立支援協議会の各部会で相談体制のあり方やサービス等利用計画の検討を行うとともに、ケースに応じて個別の事例検討を実施して問題解決を図ります。
成年後見制度の利用促進	成年後見制度の利用が有用であると認められる、判断能力が不十分な障がい者に対し、審判申立費用等の助成を行います。 また、更なる利用促進に向けて制度の周知や中核機関のさらなる活用に努めます。
虐待防止における相談支援の充実	大村市障害者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待の通報及び届出の受理、障がい者や家族等からの相談に対する助言を行います。 また、障がい者虐待防止に関する窓口の広報・啓発を行います。
精神保健に係る相談支援体制の整備【新規】	精神障がい者のほか精神保健に課題を抱える人も含めた、精神保健相談体制の整備と、精神保健に係る相談支援を担う人材の育成に努めます。

②障がい児に係る相談支援体制の充実

項目	具体的な内容
相談支援体制の充実	幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小・中学校等の保育・教育施設、障害児相談支援事業所等の関係機関が連携し、乳幼児期から特別支援学校等を卒業するまで、障がい児や保護者に対し、成長段階に応じた切れ目のない相談支援を行います。 また、「幼児教育・保育支援センター いっぱ」※1を窓口として巡回相談を実施し、特別な配慮が必要な子どもの支援方法や今後の支援の方向性、保育環境等の助言を行います。

※1 大村市の教育・保育施設への支援を行う施設。

項目	具体的な内容
就学指導（相談）の実施	保護者に特別支援教育に関する情報提供を行うとともに、本人や保護者の意向に配慮しつつ、医療、保健、福祉等の関係者による教育支援委員会※1の意見を踏まえ、就学時に適切な教育の場が選択できるよう就学指導を行います。
虐待防止体制の充実	障がい児虐待の発生予防をはじめ、虐待の早期発見又は一時保護のため、障害児通所施設、相談支援事業所、教育委員会、こども未来部及び児童相談所、その他の関係機関が相互に連携し、虐待防止体制の充実を図ります。 また、要保護児童については、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関で情報共有を密にしつつ連携して対応します。

※1 大村市教育委員会が学齢児童及び学齢生徒の就学にかかる判別並びに就学指導を適切に行うため、専門家の意見をもとに適切な就学先（学びの場）について審議を行う機関。

施策２ 日常生活を支援するサービス等の充実

【現状と課題】

障がい者が増えていることにより、障害福祉サービス等の利用者は年々増加しています。障がい者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、障がい者のニーズを踏まえ、きめ細かなサービスの提供体制を整備するとともに、最適なサービスの提供が求められています。

【障害福祉サービス利用者人数の推移】

(単位：人)

年度	平成30年度	令和元年		令和２年度		令和３年度		令和４年度	
	人数	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比
障害者総合支援法サービス利用者数	1,097	1,120	102.1%	1,158	103.4%	1,211	104.6%	1,252	103.4%
児童福祉法 児童通所支援利用者数	520	571	109.8%	635	111.2%	709	111.7%	795	112.1%
合計	1,617	1,691	104.6%	1,793	106.0%	1,920	107.1%	2,047	106.6%

資料：大村市障がい福祉課（各年度末現在）

【施策の方向性】

- 障がい者の日常生活を支援するため、必要とされる障害福祉サービス等の充実を図ります。
- 高齢者に対しては、障がいの特性により個々の状況に応じて適切な支援を行います。
- 障がいの重度化・障がい者の高齢化や親亡き後を見据えた居住支援としての体制づくりを進めます。

【主な取組】

①障害福祉サービス等の運用

項目	具体的な内容
（訪問系サービス） 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	障がい者の在宅生活を支える訪問系サービスにおいて、外出が困難な人、寝たきりの人への支援を行います。 居宅介護（ホームヘルプサービス）や重度訪問介護の利用が年々増加しており、引き続きサービスの最適化を図ります。
（日中活動系サービス） 生活介護 療養介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 短期入所 就労定着支援	通所によるサービスの提供により障がい者の日常生活を支える日中活動系サービスにおいて、生活介護や就労継続支援等を行います。障がい者の自立や社会参加に関わるサービスであり、引き続きサービスの最適化を図ります。

項目	具体的な内容
(居住系サービス) 共同生活援助（グループホーム） 自立生活援助	共同生活を営む住居において、相談、排せつ又は食事の介護等の日常生活上の援助を行います。
(入所系サービス) 施設入所支援 療養介護	施設入所者に対し、日中活動系サービスとあわせて、入浴、排せつ、食事の介護や生活に関する相談等の必要な支援を行います。
介護保険サービスとの連携	高齢の障がい者の生活の安定と自立を支援するため、障害者相談支援事業所と居宅介護支援事業所等が連携し、生活状況に応じた障害福祉サービスや介護保険サービスの効果的な利用など、切れ目ないサービス提供体制の確立を図ります。 また、高齢の障がい者が住み慣れた地域で安全に安心して生活できるよう、医療、介護、地域福祉等が連携する地域ネットワーク「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。

②地域生活支援事業その他のサービスの充実

項目	具体的な内容
補装具の給付	身体の失われた部位や損なわれた機能を補完・代替する用具の購入・修理に要した費用の一部を支給します。
日常生活用具の給付	身体障がい者等に移動支援用具、入浴補助用具等の日常生活を便利又は容易にするための用具を給付します。
住宅改修費用の助成	日常生活における利便を図るため、洋式便器等への取替、床の段差の解消、手すりの設置、引き戸等への扉の取替えなど、住宅改修費用の一部を助成します。
移動支援事業	一人では移動が困難な障がい者の外出を容易にし、必要不可欠な外出や余暇活動を円滑にするため、ヘルパーの派遣により外出時の移動を支援します。
地域活動支援センターへの支援	精神障がい者及び知的障がい者の活動拠点として、創作活動や生産活動の機会を提供する地域活動支援センターに対し、安定的な運営を図るための支援を行います。
訪問入浴サービス事業	自宅やデイサービスでの入浴が困難な重度身体障がい者の身体清潔の保持と心身機能の維持を図るため、移動入浴車による訪問入浴サービスを行います。

項目	具体的な内容
耳とことばの相談事業	耳やことばに不安のある人等へ、専門家による適切な指導訓練、聴力検査、補聴器やことばに関する相談、身体障害者手帳および補聴器の申請に関する相談を行います。
日中一時支援事業	障がい者が日中に活動できる場の創出や障がい者を日常的に介護している家族の休息のため、障害者支援施設等において、障がい者の日中における活動の場を提供し、見守りや日常訓練等の支援を行います。
自動車改造費の助成	上肢や下肢、体幹機能に重度の障がいがある人に対し、自動車の操行装置及び駆動装置の改造に要する経費の一部を助成します。
自動車運転免許取得費の助成	社会活動（就労又は就学が見込まれる等）の必要から、自動車運転免許の取得を希望する身体障がい者に対し、運転免許取得費用の一部を助成します。
移動に係る交通費の助成	一人では外出困難な障がい者が容易に外出できるよう、タクシー料金の一部又はガソリン代の一部を助成します。
小児慢性特定疾患児への日常生活用具の給付	在宅の小児慢性特定疾患児であって、日常生活に支障がある児童に特殊寝台等の日常生活用具を給付します。
難聴児補聴器購入費の助成	両耳の平均聴力が原則 30 デシベル以上であって、身体障害者手帳交付対象外の 18 歳未満の軽中度難聴児に対し、補聴器購入費の一部を助成します。
生活の場の確保	障がいがあるため一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居が困難な人に対し、不動産業者等との連携を図り、入居に必要な情報の提供、相談、助言などを行います。
ふれあい収集事業	生活ごみの搬出が困難な高齢者、障がい者等の負担軽減を図るとともに、玄関先までごみ収集を行い、希望者には見守り活動を兼ねて声かけを行います。

③経済的な自立の促進

項目	具体的な内容
経済的自立のための支援	障がい者等の経済的な自立促進のため、各種手当の支給等を行います。 また、申請の窓口や手順に関する周知に努め、制度の円滑な利用を促進します。 ・ 特別障害者手当、障害児福祉手当の支給 ・ 障害基礎年金の支給（国） ・ 心身障害者扶養共済（県） ・ 特別児童扶養手当（県）

④地域生活支援拠点の整備

項目	具体的な内容
地域生活支援拠点の整備	緊急対応時の手順や制度の利用促進を進めるとともに、地域生活支援拠点コーディネーター会議で課題を検討・研究し、制度の更なる充実を図ります。

施策3 就労支援の充実

【現状と課題】

障害者の雇用促進等に関する法律（以下、障害者雇用促進法という。）において、障害者法定雇用率が定められており、事業主に対して、一定割合以上の障がい者を常時雇用するよう義務付けられています。

令和4年6月1日現在、ハローワーク大村管内の従業員数43.5人以上の企業において、障害者法定雇用率を達成している企業は、76社のうち55社（達成率：72.4%）となっており、国（48.3%）や長崎県（62.4%）と比較すると高い水準にありますが、対象企業すべての達成にはまだ厳しい状況となっています。

また、一般就労が困難な障がい者が利用している就労継続支援事業所（B型）における本市の令和3年度の平均工賃月額額は17,036円です。全国平均16,507円を上回ったものの、長崎県平均19,150円は下回っています。

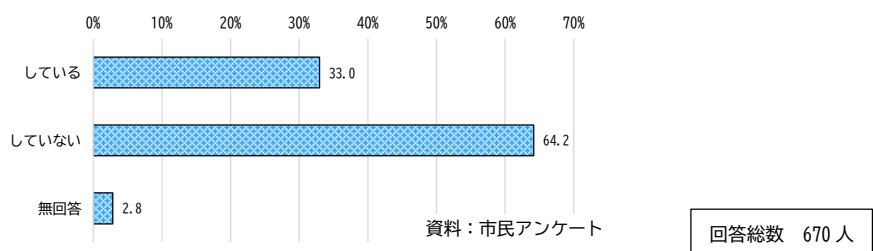
市民アンケートの結果では、「仕事をしていない」と答えた人のうち、「一般就労したい」、「福祉施設などで就労したい」と回答した人が2割程度いることから、多様な働き方と雇用機会を拡大することが望まれています。

障がい者が、就労意欲を高めながら地域において自立した生活を送るためにも、障がい者の一般就労につながる施策や、就労継続支援事業所における更なる工賃向上への取組が必要です。

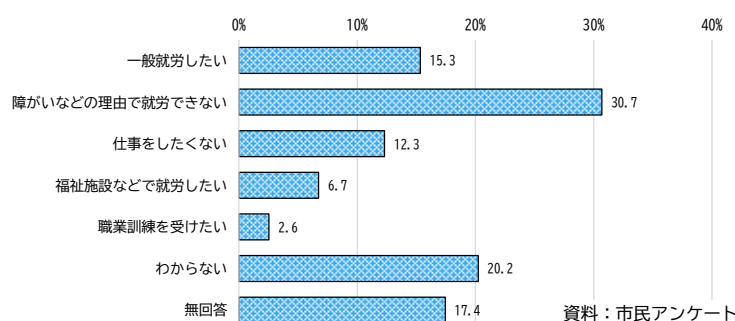
【障害者法定雇用率】

事業主区分	雇用率		
	現行	令和6年4月	令和8年7月
民間企業	2.3%	2.5%	2.7%
国、地方公共団体等	2.6%	2.8%	3.0%
都道府県の教育委員会	2.5%	2.7%	2.9%

【現在の就労状況】



【今後の就労意向】



回答総数 430 人

【施策の方向性】

- 「大村市障がい者雇用促進ネットワーク会議」において、障がい者雇用や工賃向上のためのさまざまな施策を研究・検討します。
- 「大村市障害者就労支援施設等からの物品の調達の推進を図るための方針」に基づき、障害者就労支援施設等への物品等の発注に努めるなど、利用者の工賃の向上を支援します。
- 農業分野における障がい者就労の推進を図るため、農業と福祉部門で「農福連携」の推進に取り組みます。

【主な取組】

①障害者就労支援施設への支援

項目	具体的な内容
優先調達の推進	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下、障害者優先調達推進法という。）」や「大村市障害者就労支援施設等からの物品の調達の推進を図るための方針」に基づき、障害者就労支援施設が提供できる物品や役務の情報を大村市役所全体で共有し、積極的に発注を行います。
障害者就労支援施設の工賃向上	「オレンジクローバー※1」の商品については、「作れる商品」から「売れる商品」への転換を図り、販売額の増加と工賃の向上を目指す取組を支援し、大村市内事業所の平均工賃が県平均工賃を上回るよう取り組みます。

※1 「大村市障がい者施設ネットワーク協議会」の事業所の商品を統一した地域ブランドの名称。

②雇用の促進と安定に向けた支援

項目	具体的な内容
障がい者雇用の促進	ハローワークや自立支援協議会、障がい者雇用促進ネットワーク会議等の関係機関と連携し、障がい者雇用に係る啓発・広報を行います。 また、大村市役所においても、職場実習の受入れを行うとともに、障がい者雇用を推進して法定雇用率以上を維持します。
職場実習の充実	自立支援協議会、障がい者雇用促進ネットワーク会議等の関係機関と連携して、事業所に対して積極的に情報提供を行い、企業側の障がい者雇用に関する理解促進や、職場実習の機会の更なる充実を図ります。

③農業との連携事業への支援

項目	具体的な内容
農業との連携の推進	農作業だけでなく地元農産物を活用した商品の開発・販売などの、農業と福祉部門の連携を進めるため、障がい者雇用や障害福祉サービス事業所での請負に対する理解・協力のための啓発を行います。 また、農業と福祉部門を結びつけるためのマッチング体制を構築するとともに、事業所や関係機関による支援ネットワークづくりを進め、催しの開催等を推進します。

施策4 障がい児支援の充実

【現状と課題】

近年、県内の特別支援学校の児童生徒数は増加傾向にあり、市内の特別支援学級※1に在籍する児童生徒や、通常学級に在籍しながら通級指導教室※2に通う児童生徒も増えています。

知的や身体的な発達に大きな問題はないが、「落ち着きがない」、「友達と上手く関われない」等、不安を抱えた子どもが増えています。子どもの自立や社会参加に向け、一人一人のニーズを把握するとともに、子どもの持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善し又は克服するため、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要です。

また、市民アンケートによると、障がいのある人の自立した生活や積極的な社会参加のためには、「学校等における福祉教育の充実」が必要との回答が最も多く、福祉教育等の推進が必要です。

【長崎県の特別支援学校の年度別学校数及び生徒数】

	(単位:校、人)				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学校数	17	17	18	18	18
在籍者数	1,689	1,654	1,663	1,685	1,769

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

【市内小・中学校特別支援学級及び通級指導教室に通う児童・生徒数】

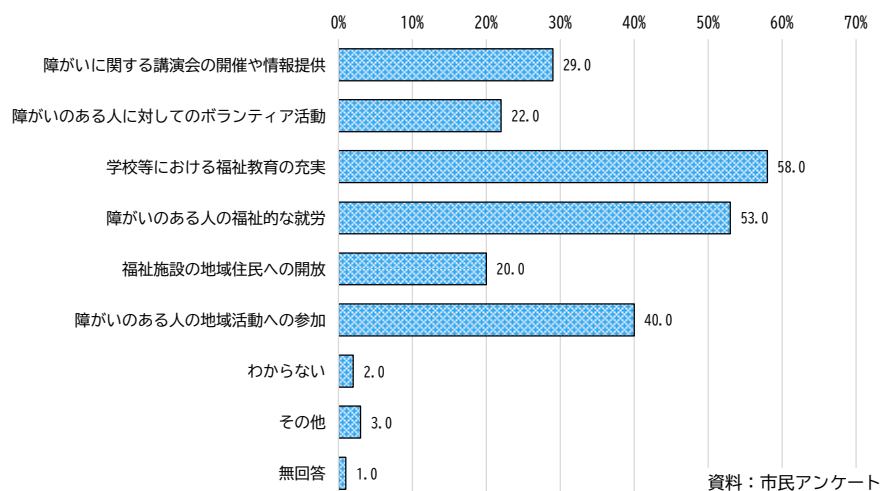
区分			H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
特別支援学級	知的障害	小学校	36	45	52	63	72	93	108	113
		中学校	23	23	27	28	26	30	34	44
	自閉症・情緒障害	小学校	42	50	58	70	81	77	105	112
		中学校	11	14	10	15	16	25	27	44
	肢体不自由	小学校	2	3	2	5	5	4	5	4
		中学校	-	-	1	1	1	1	2	2
	病弱・身体虚弱	小学校	-	-	-	1	2	3	3	2
		中学校	-	-	-	-	-	1	2	2
	難聴	小学校	-	1	1	-	-	1	2	3
通級指導教室	言語障害	小学校	38	36	36	30	30	30	28	30
		中学校	62	76	61	55	65	64	76	91
	情緒障害	小学校	8	11	15	9	8	10	10	7
		中学校	-	-	-	10	9	10	10	16
	LD・ADHD	小学校	9	10	13	14	16	28	21	21
合計			231	269	276	301	331	377	433	491

資料：大村市教育委員会（各年5月1日現在）

※1 障がいにより通常の学校では十分な指導の効果を上げることが困難な児童生徒に対し、きめ細かな教育を行うために小・中学校に特別に設置された少人数の学級のこと。

※2 通常の学級に在籍し、主として教科や生活の指導を通常の学級で受けながら、個々の特性や状態に応じた「特別の指導」を受ける教室のこと。言語障害3教室、情緒障害8教室、LD(学習障害)・ADHD(注意欠陥・多動性障害)2教室と少ないため、在籍する学校と異なる学校の教室に通う子どもが多い。

【障がいのある人の自立した生活や積極的な社会参加のために必要なこと】



回答総数 100 人
(一般市民)

【施策の方向性】

- 乳幼児健康診査等により早期に障がいを発見し早期の療育につなげ、医療、保健、福祉、教育等の関係機関が連携を図り、ライフステージに応じた支援に取り組みます。
- 障がい者との交流活動や体験学習等を総合的な学習の時間に取り入れるなど、人権・福祉学習の充実を図ります。

【主な取組】

①障がい児に係る相談支援体制の充実【再掲】

項目	具体的な内容
相談支援体制の充実	幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小・中学校等の保育・教育施設、障害児相談支援事業所等の関係機関が連携し、乳幼児期から特別支援学校等を卒業するまで、障がい児や保護者に対し成長段階に応じた切れ目のない相談支援を行います。 また、「幼児教育・保育支援センター いっぱ」※1を窓口として巡回相談を実施し、特別な配慮が必要な子どもの支援方法や今後の支援の方向性、保育環境等の助言を行います。
就学指導（相談）の実施	保護者に特別支援教育に関する情報提供を行うとともに、本人や保護者の意向に配慮しつつ、医療、保健、福祉等の関係者による教育支援委員会※2の意見を踏まえ、就学時に適切な教育の場が選択できるよう就学指導を行います。

※1 大村市の教育・保育施設への支援を行う施設。

※2 大村市教育委員会が学齢児童及び学齢生徒の就学にかかる判別並びに就学指導を適切に行うため、専門家の意見をもとに適切な就学先（学びの場）について審議を行う機関。

項目	具体的な内容
虐待防止体制の充実	障がい児虐待の発生予防をはじめ、虐待の早期発見又は一時保護のため、障害児通所施設、相談支援事業所、教育委員会、こども関連部局及び児童相談所その他の関係機関が相互に連携し、虐待防止体制の充実を図ります。 また、要保護児童については、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関で情報共有を密にしつつ連携して対応します。

②専門機関の機能の充実

項目	具体的な内容
教育支援体制の充実	ア 障がいの重度・重複への対応 特別支援学級と通常の学級ともに、個々の児童生徒の障がいの重度・重複の状況に応じた適切かつ効果的な指導を進めるため、個別の指導計画や教育支援計画を作成するなど、きめ細かな対応を図ります。 イ 教育の場における支援体制の充実 保護者、教員等からの相談に対して専門的な対応を図るため、県教育センター等の関係機関と家庭及び学校との連携の強化を図ります。 ウ 学校教育の充実 学校教育課所属の発達支援アドバイザーを学校に派遣し、必要に応じた検査の実施や児童生徒、保護者への支援の在り方についてのアドバイスを行うなど、適切な教育的支援を行います。
母子保健の充実	妊婦健康診査、乳幼児健康診査等の各種健康診査を行うとともに、専門スタッフによる保健指導、健康相談、訪問指導等の事業を推進し、障がいの早期発見・早期治療を図ります。 未熟児に対しては、心身の障がいの未然防止を図る目的で必要な医療の給付を行い、療育上必要がある未熟児に対しては、訪問指導等を実施し発育を支援します。 そして、ことばや運動発達が気になる子どもとその保護者に対しては、「親子愛あい広場」や「ことばと心の相談室」などの事業を通して専門スタッフによる指導、助言等を行うとともに、乳幼児相談や個別相談も実施します。 また、聴覚障がいの早期発見・早期療育を図るため、新生児を対象に新生児聴覚検査を実施し、県内の産婦人科医等で実施した検査の費用を一部助成します。

項目	具体的な内容
療育支援体制の充実	ア 障がい児の支援 発達期にある乳幼児については、健康診査等により障がいの早期発見に努め、適切な療育支援を行います。 また、障がい児を対象に一時預かり保育サービスを実施する保育施設に費用の一部を助成します。 さらに、就学前に保護者との面談を重ね、保護者の了承のもとに就学先の学校に支援の在り方について情報を提供するとともに、就学後は学校訪問を行い、必要に応じた支援を行う体制を整備します。 イ 療育の場の充実 就学前の児童を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの療育を行うとともに、親子通園のもと、児童の保護者や家族に対し、子どもへの関わり方に関するアドバイスや相談に応じるなど、親子双方に対するきめ細やかな支援を行います。 ウ 地域における支援体制の充実 地域で生活する障がい児の支援として、児童発達支援や放課後等デイサービス、相談事業などの施策を総合的に推進します。

③ 保護者への支援

項目	具体的な内容
就学に係る経費の助成	市内の小中学校の特別支援学級への就学者に対し、保護者の経済的負担を軽減しその就学を奨励するため、必要な経費を助成します。
子育て支援プログラムの実施	子育てに不安を抱える保護者などが、子どもの行動の理解の仕方を学び、子育てに自信をつけることや、子育ての仲間を見つけることができるよう、子育て支援プログラムであるペアレントプログラム※1等の講座を開催するとともに、参加しやすい講座の実施と周知の工夫に努めます。

※1 子育てに困難を感じる保護者を対象とした支援プログラム。

④ 教職員の指導力の向上

項目	具体的な内容
研修会の実施	特別支援学級担任研修会、通級指導教室担当者研修会等において、学習障害（LD）、広汎性発達障害（PDD）等の障がいに関する研修を実施し、特別支援教育に携わる教師のスキルアップを図ります。 また、大村地区特別支援教育連絡協議会において、療育・教育関係機関等との情報交換や連携を進め、教職員の指導力の向上を図ります。

⑤ 福祉教育等の推進

項目	具体的な内容
小・中学校における交流学习の推進	児童生徒が互いの特性や自他の違いを認め、尊重し、理解する心を育むため、小・中学校と特別支援学校との交流活動や共同学習を各学校単位で行うなど、インクルーシブ教育の更なる充実に努めます。
福祉講座や講演会の開催	総合的な学習の時間等を利用し、障がい者の講話や車椅子体験講座等を実施します。
発達障害の理解・啓発	全校集会や学年・学級での講話、PTA活動を通して、児童生徒及び保護者に対する発達障害の正しい理解のための啓発を進めます。

⑥ 施設のユニバーサルデザイン化の推進

項目	具体的な内容
教育・療育施設のユニバーサルデザイン化	教育・療育施設は障がいの有無に関わらず、様々な人が利用する公共的な施設であることから、施設のユニバーサルデザイン化を推進します。 また、肢体不自由児、病弱児等の障がいのある児童生徒に対して、障害者差別解消法の理念に基づき、「合理的配慮」と「基礎的環境整備」の視点で、多目的トイレ、スロープ、手すりなどの設置を推進します。 新たな特別支援学級・通級指導教室の開設に当たっては、必要な機器や設備を整備します。

基本目標Ⅱ 障がい者の社会参加の促進

施策5 心のバリアフリーの推進

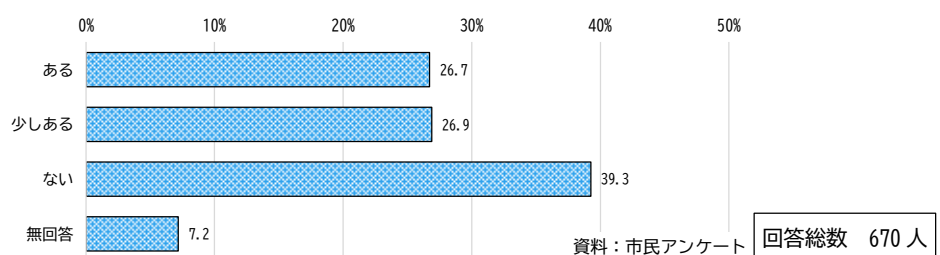
【現状と課題】

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法という。）により、国及び地方公共団体は障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止と障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されていますが、令和6年4月からは、事業者に対しても合理的配慮が義務づけられることになりました。障がいの有無に関わらず、誰もが安心して日常生活を送るためには、全ての住民が障がいに対する理解を深め、人権意識を持つことが重要です。

市民アンケートによると、障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験について、「ある」と「少しある」が半数近くになっています。

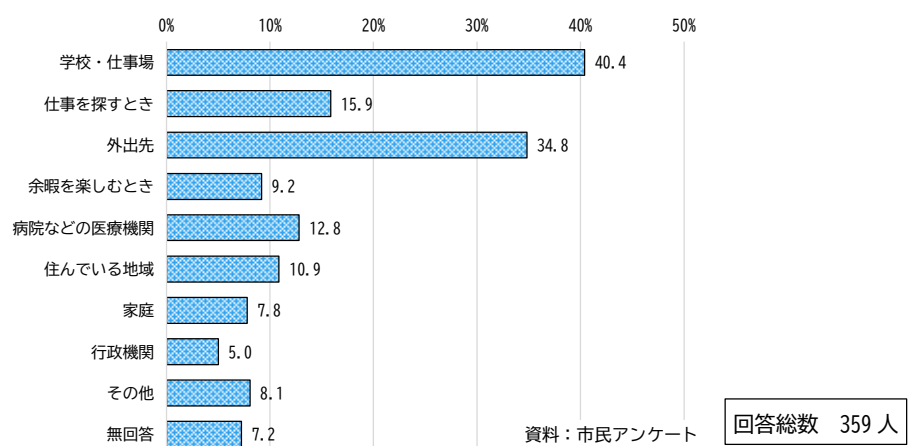
障がいのある人に対する不当な差別や社会的障壁がなくなるよう、相互理解や啓発活動等に引き続き取り組んでいく必要があります。

【障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験の有無（再掲）】



また、「障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験の有無」で「ある・少しある」と回答した方に、差別や嫌な思いをした場所について尋ねたところ、「学校・仕事場」が最も多く、次いで「外出先」となっているなど、日常生活における身近な場所で、差別や嫌な思いをしている状況があります。様々な立場や年代の市民に対し、今後も理解促進に向けた周知・啓発を推進していくことが重要です。

【差別や嫌な思いをした場所】



【施策の方向性】

- 障がい者の人権を守り差別を解消するため、障がい者との交流や研修会等の開催を通じて、障がいへの理解が深まるよう啓発活動を推進します。
- 広報紙やホームページ等を活用し、障がいに関する情報提供を行い、障がいへの理解の促進を図ります。

【主な取組】

①啓発・広報活動の推進

項目	具体的な内容
広報媒体を通じた啓発活動	広報紙、ホームページ、SNS等を活用して福祉活動等の最新情報を発信し、ノーマライゼーションの意識の普及と障がい者への理解促進を図ります。 また、精神障がい者については、保健所等と連携し、精神障がいに対する正しい知識の普及を図ります。
「障害者週間」等での啓発活動	障害者週間（12月3日～9日）では、障がいに関する特集記事を広報紙に掲載するなど、広報・啓発活動を推進します。 また、発達障害啓発週間（4月2日～8日）については、市内の公共施設のブルーライトアップを行い、自閉症や発達障がいの理解のための啓発を推進します。 さらに、こどもセンターにおいて発達障害親の会や相談窓口の周知を行います。
イベントを通じた啓発活動	障がいや障がい者に対する市民の理解を深めるため、市の各種イベント時には、「オレンジクローバー」の商品の販売を通じて、障害者就労活動の啓発を図ります。
福祉講座や講演会の開催 【再掲（P28）】	総合的な学習の時間等を利用し、障がい者の講話や車椅子体験講座等を実施します。
市民の手話理解の推進	大村市手話言語条例を踏まえ、手話に対する理解の促進及び普及のための施策を推進します。 また、従来の手話講習会に加え、小中学校、一般企業等への出前講座の実施、市公式YouTubeで公開している「おおむらシティナビ」への手話映像の挿入等、市民の手話に対しての理解を推進します。 なお、施策の取組にあたっては、ろう者、手話通訳者等の関係者の意見を十分に聴き、実施します。

項目	具体的な内容
ヘルプマーク※1の普及	障がいや障がい者に対する理解を深めるため、県と連携し、ヘルプマークの配布事業に取り組むとともに、普及啓発を図ります。
読書バリアフリー※2の推進 【新規】	ミライオン図書館において、読書バリアフリーの講演会や映画上映会等を開催し、読書バリアフリーの意義や活動に関する市民の理解の促進を図ります。 視覚障がい等で資料や情報利用に困難がある方のために、電子書籍サービス、音声デジタール図書※3、拡大読書器、拡大鏡等のサービスを提供しています。サービスが必要な方に、必要なサービスが適切に届くよう、関係機関と連携し、啓発・周知活動を行うとともに、サービスの充実を図ります。

※1 外見からはわからない援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、作成されたマーク

※2 視覚障がい、発達障害、肢体不自由などの障がいにより読書することが難しい人の読書環境の整備

※3 印刷された本を読むことが困難な人のためのデジタル録音図書

②ボランティア活動の推進

項目	具体的な内容
ボランティアの養成	地域においてボランティア活動を始めたい人や、ボランティアによる支援を受けたい人に対する相談や斡旋を行うとともに、引き続きボランティア活動に対する意識の啓発や養成講座の開催、登録された方のスキルアップ支援等を行います。
ボランティアの活動支援	身近なところで誰でも気軽に取り組めるよう、情報の提供や活動への助言、活動基盤づくりなどを支援します。 また、ボランティアのネットワークづくりなどによる活動支援を図るとともに、ボランティアを必要とされている団体と、ボランティア登録されている団体や個人の方々をスムーズにマッチングできるよう、多種多様な活動に対応できるボランティア人材の確保と育成を推進します。 さらに、地域で助けを必要とする方と助けたい方をつなぐ仕組みを、デジタル技術を活用して構築します。

施策6 社会参加しやすい環境づくり

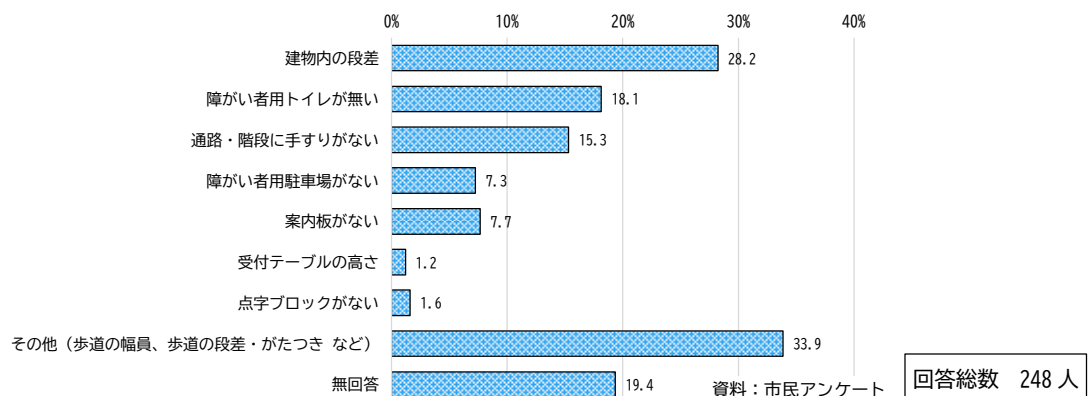
【現状と課題】

障がいのある人が安心して外出し社会参加できるよう、ユニバーサルデザインに基づき、公共施設の整備、歩道の段差解消、誘導ブロックの整備等、生活環境の改善を図っています。

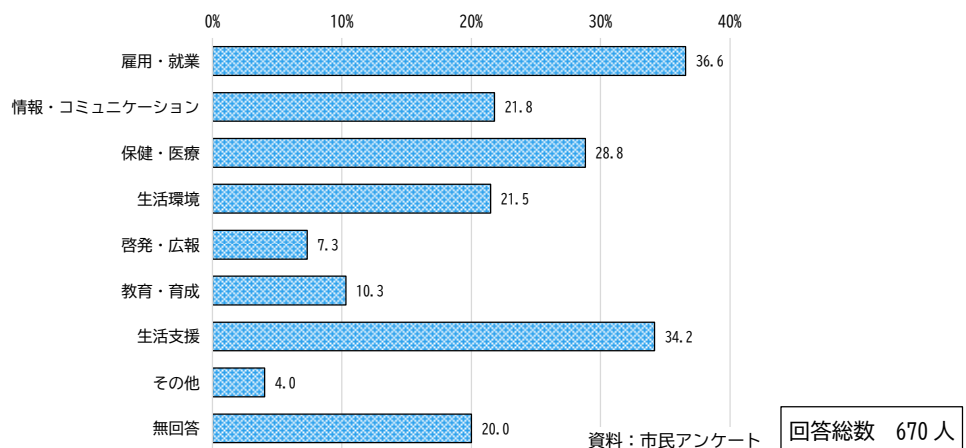
市民アンケートにおいて、公共施設で不便を感じる箇所について、「建物内の段差、障害者用トイレ、通路・階段の手すり」等の回答が多くなっており、障がい者への配慮が十分行き届いていない状況が見受けられます。

また、聴覚や視覚に障がいのある人や、移動が困難なため在宅での生活を余儀なくされている人が社会に参加するためには、情報収集やコミュニケーション手段の確保は欠かせません。令和4年には障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法という。）が施行されるなど、誰もが安心して社会参加できるよう、生活環境の整備を進めるとともに、情報・コミュニケーションといった意思疎通支援の充実を図ることが重要です。

【公共施設で不便さを感じた理由】



【充実させる必要があると思う障がい施策】



【施策の方向性】

- 障がいの有無に関わらず、誰もが利用しやすい生活環境が整備されるよう、ユニバーサルデザインの普及に取り組みます。
- 聴覚や視覚に障がいのある人とのコミュニケーションの向上を図るため、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行うとともに、各種養成講座を充実するなど、支援員の人材確保、人材育成に取り組みます。
- 障がい者がコミュニケーションの手段として幅広い情報通信を円滑に活用できるよう、様々なＩＣＴ（情報通信技術）の活用を推進します。

【主な取組】

① 生活空間の環境整備

項目	具体的な内容
公共施設の環境整備	ア 建築物の整備・改修 公営住宅、公共施設等について、駐車場の確保やトイレ等を含め、利用する全ての人に配慮した施設整備を推進します。 イ 公園等の整備・改修 公園、水辺空間等について、全ての人が快適に利用できるよう、ユニバーサルデザイン化を推進します。 ウ 施設整備の推進体制 施設整備の推進にあたっては、障がいのある人、関係者、専門家等の意見を反映し、ユニバーサルデザインの視点に沿った整備を行います。
民間施設の環境整備	ア 建築物の整備・改修 障がい者の生活に配慮した民間住宅の整備促進を推奨するとともに、住宅リフォーム工事に係る助成制度を活用した改修を促進します。 イ 商業施設等の駐車場、トイレの充実 全ての人が安全かつ円滑に民間施設を利用できるよう、障がい者用駐車場の確保や多目的トイレの整備を奨励します。
バリアフリー情報の提供	誰もが利用しやすいまちづくりを推進するため、バリアフリーに関する情報の周知を積極的に行います。

②交通関連の環境整備

項目	具体的な内容
交通環境の整備	ア 歩行環境の整備 市道の歩道と車道の段差解消や視覚障がい者誘導ブロックの計画的な整備を図るとともに、国道や県道については、連携して整備促進に努めます。 また、歩道上の駐輪や違法看板等により、視覚障がい者や車いす使用者等の通行が阻害されないよう、関係機関と連携し、歩道の適切な管理に努めます。 イ 機器・標識等の整備 自動車事故の防止と障がい者が安全かつ円滑に通行できるよう、音響信号機等のバリアフリー対応型信号機や道路標識の整備を関係機関に引き続き要望します。 ウ 交通安全のために必要な技能及び知識の習得 手話通訳者の配置や字幕入りビデオの活用等に努めるとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育を開催するなど、障害の程度に応じたきめ細かい交通安全教育を推進します。
公共交通機関のユニバーサルデザイン化	全ての人が公共交通機関を円滑に利用できるよう、ＪＲ大村線の各駅等のユニバーサルデザイン化を引き続き要望します。 また、九州新幹線新大村駅の周辺整備においては、障がい者等の利用に配慮した整備を行います。

③情報提供の充実

項目	具体的な内容
福祉情報の提供	障がい者が市役所の窓口においてスムーズに手続きを行うことができるよう、関係機関と連携を図り、福祉に関する情報や相談窓口等を周知します。 また、各種の福祉に関する情報を掲載している「福祉のしおり」や障がいに関する情報を掲載する「障がい福祉ガイド」について、今後も内容の充実と普及に努めます。
人材の養成や手話通訳者等の派遣	手話通訳者、要約筆記者、音訳ボランティア等のコミュニケーションを支援する人材を養成します。 また、コミュニケーション支援を必要とする障がい者のために、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。

項目	具体的な内容
読書バリアフリー※1の推進 【新規】【再掲（P31）】	ミライオン図書館において、読書バリアフリーの講演会や映画上映会等を開催し、読書バリアフリーの意義や活動に関する市民の理解の促進を図ります。 視覚障がい等で資料や情報利用に困難がある方のために、電子書籍サービス、音声デージー図書※2、拡大読書器、拡大鏡等のサービスを提供しています。サービスが必要な方に、必要なサービスが適切に届くよう、関係機関と連携し、啓発・周知活動を行うとともに、サービスの充実を図ります。

※1 視覚障がい、発達障害、肢体不自由などの障がいにより読書することが難しい人の読書環境の整備

※2 印刷された本を読むことが困難な人のためのデジタル録音図書

④情報バリアフリー化の推進

項目	具体的な内容
行政情報のバリアフリー化	行政情報については、公文書の点字表記サービスや音訳等による広報紙の発行を引き続き行います。 また、ユニバーサルデザインに対応したフォント（UDフォント）を使用し、文字の大きさ、色など障がい者に配慮した広報紙やホームページを作成するなど、情報のバリアフリー化を推進します。
I C T機器等の利用促進	聴覚や視覚障がい者のコミュニケーションの充実を図るため、テレビ電話機能や音声読み上げ機能等の活用を促進します。

⑤スポーツや文化活動等の推進

項目	具体的な内容
施設整備の推進	障がい者が多様なスポーツや文化・芸術に親しみ、障がいの種別に関わらず誰もが支障なく利用できるよう、施設整備を行うとともに、インクルーシブ遊具を備えた公園整備を行うなど、ユニバーサルデザイン化を進めます。 また、障がいの種別に関わらず、誰でも支障なく施設を利用することができるよう、サービスの充実及び施設のバリアフリー化の推進を図ります。
スポーツや文化活動への参加促進	障がい者がスポーツや文化活動を楽しむことができるよう、公共施設の利用料等の軽減措置を引き続き行うとともに、施設利用やイベント参加の促進に向けた情報提供に努めます。 また、移動支援事業を活用することにより、さまざまな活動への参加を支援します。
イベントへの参加促進	イベント等に気軽に安心して参加できるよう、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

施策7 健康づくりの促進

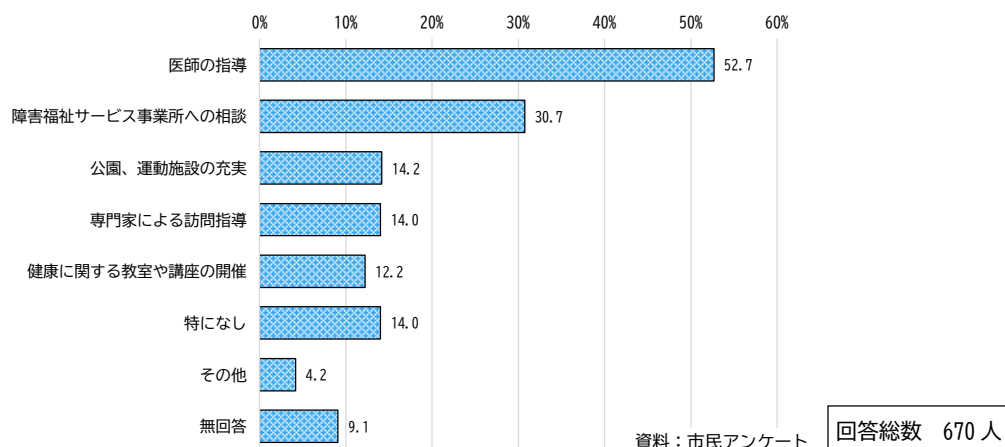
【現状と課題】

本市では、市民が生涯を通じて健康にいきいきと生活することができるよう、ライフステージに応じた身体とこころの健康づくりを総合的に推進する「健康おおむら21計画」を策定し、障がいの原因となる生活習慣病等の発症予防や早期発見、早期治療に向けた取組を推進しています。

また、障がい者が健康で自立した生活を営むことができるよう、障害者自立支援医療事業（更生医療、育成医療）、福祉医療費助成事業を行っています。

しかしながら、精神障がい者においては、未治療や治療を中断するケースが多く見られます。市民アンケートによると、未治療や治療を中断することなく健康を維持するためには、「医師の指導」、「障害福祉サービス事業所への相談」等の支援を必要としています。医療・保健・福祉が連携し、適切な治療や健康相談の充実につなげる支援体制の整備を図る必要があります。

【健康を維持するために必要な支援】



【施策の方向性】

- 障がいの要因となる疾病の予防や早期発見につながるよう、各種健康診査、検診等の受診率向上に取り組めます。
- 必要な医療、療育、障害福祉サービスが適切に利用できるよう、医療・保健・福祉が連携し各種事業を推進します。

【主な取組】

①障がいの原因となる疾病の予防と障がいの早期発見

項目	具体的な内容
母子保健の充実【再掲（P26）】	妊婦健康診査、乳幼児健康診査等の各種健康診査を行うとともに、専門スタッフによる保健指導、健康相談、訪問指導等の事業を推進し、障がいの早期発見・早期治療を図ります。 未熟児に対しては、心身の障がいの未然防止を図る目的で必要な医療の給付を行い、療育上必要がある未熟児に対しては、訪問指導等を実施し発育を支援します。 そして、ことばや運動発達が気になる子どもとその保護者に対しては、「親子愛あい広場」や「ことばと心の相談室」などの事業を通して専門スタッフによる指導、助言等を行うとともに、乳幼児相談や個別相談も実施します。 また、聴覚障がいの早期発見・早期療育を図るため、新生児を対象に新生児聴覚検査を実施し、県内の産婦人科医等で実施した検査の費用を一部助成します。
成人保健の充実	障がいの原因にもなる生活習慣病の発症予防と重症化予防のため、健康診査の受診を勧奨します。受診後に精密検診が必要な対象者へ、医療機関受診勧奨や生活改善が望ましい対象者への保健指導、健康相談、健康講座等の事業を推進します。 また、未受診者への受診勧奨についても、アプローチの仕方も含め検討し推進します。

②適切な保健・医療の確保

項目	具体的な内容
関係機関と連携した支援	障がいがあることが判明した場合は、保健・医療・福祉等の関係機関が連携を図り、専門の医療機関における必要な医療や療育の提供、障害福祉サービス等に繋げるなど、一貫した支援を行います。
自立支援医療の適正な利用	障がい者が必要かつ適切な医療を安心して受けることができるよう、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）制度の周知を図り、適正な利用を促進します。

項目	具体的な内容
保健・医療サービス等の適切な提供	障がい者が必要な情報を選択し利用できるよう、保健、医療サービス等に関する情報を提供します。 また、感染症等が発生した場合には、障害福祉サービス事業所や県、保健所等と連携して、障がいが必要とするサービスを継続的に提供できるよう努めます。
「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築	精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の充実に努めます。

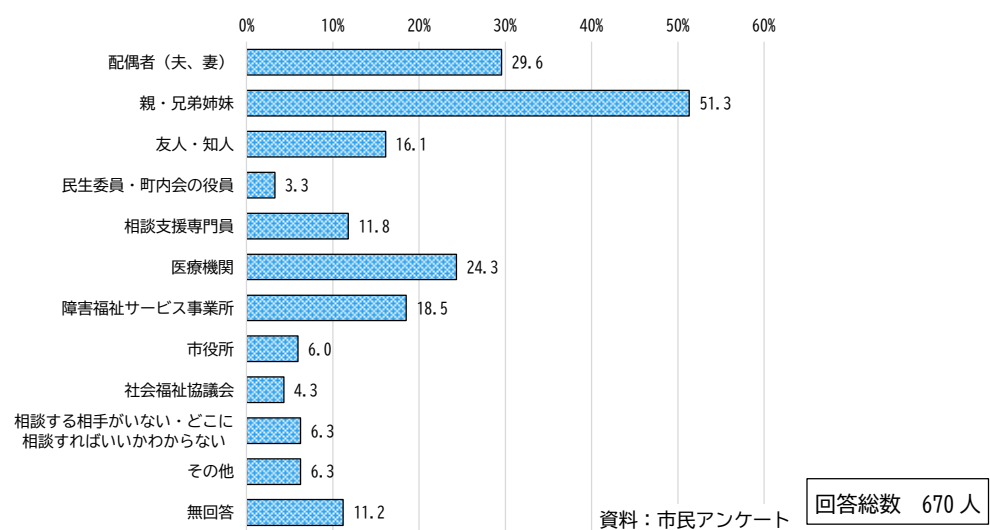
施策8 地域で支え合う体制づくり

【現状と課題】

障がい者が地域において安全に安心して生活するためには、障がいのある人もない人もお互いを理解し合い、地域社会全体で支え合うことが重要です。

障がいのある人は、様々なケースで困りごとが生じ、配慮や支援が必要となることがあります。市民アンケートによると、困ったときや不安を感じるときの相談先については、「親・兄弟姉妹」、「配偶者（夫、妻）」、「友人・知人」と、身近な存在が主な相談相手となっています。

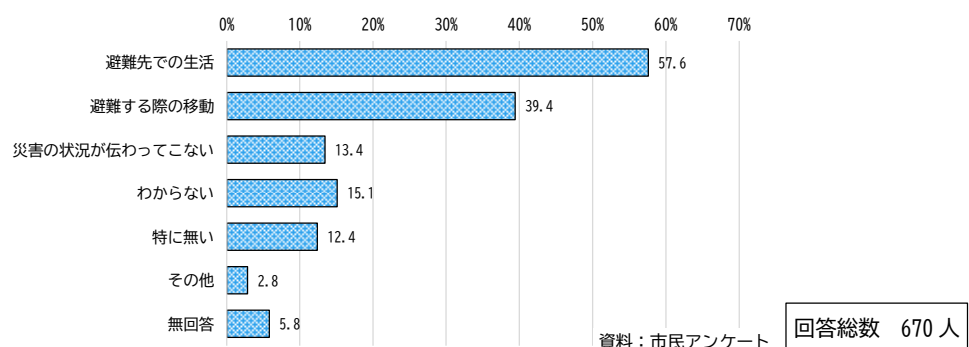
【困ったときや不安を感じるときの相談先】



また、現在不安に思っていることについては、「緊急時や災害のこと」に不安を抱えている人が多く、災害時の不安については、「避難先での生活」が最も多く、次いで「避難する際の移動」となっています。

障がい者が安心して生活ができるように、緊急時の備え等も含めて、地域で支え合うことができるよう、交流の促進や地域で支え合う体制づくりを推進することが重要です。

【災害時の不安】



【施策の方向性】

- 障がいや障がい者への理解のため、障がいのある人と市民との交流の機会の確保に努めます。
- 災害時において、障がいのある人が安全に避難できるようハザードマップの作成・配布や情報伝達体制の整備、避難所における生活支援に取り組むとともに、地域において災害に備えた体制づくりを進めます。

【主な取組】

① 活動団体等との交流の推進

項目	具体的な内容
障がい者等活動団体と市民との交流の推進	ア 障害者芸術祭の周知 県内各地で開催される障害者芸術祭への参加を市民に呼びかけるなど、障がいや障がい者への理解のための啓発を行います。 イ オレンジクローバー販売会の開催 市の各種イベント時などには、大村市障がい者施設ネットワーク協議会と連携し、障がい者自らが商品の販売をする機会を増やすなど、障がい者と市民との交流の機会の確保に努めます。

② 農業との連携事業への支援【再掲（P23）】

項目	具体的な内容
農業との連携の推進	農作業だけでなく地元農産物を活用した商品の開発・販売などの、農業と福祉部門の連携を進めるため、障がい者雇用や障害福祉サービス事業所での請負に対する理解・協力のための啓発を行います。 また、農業と福祉部門を結びつけるためのマッチング体制を構築するとともに、事業所や関係機関による支援ネットワークづくりを進め、催しの開催等を推進します。

③ 防災及び災害時の対策の推進

項目	具体的な内容
防災対策の実施	自力避難の困難な障がい者に関連した施設が立地する土砂災害危険箇所等において、治山、砂防、地すべり対策事業を推進します。 特に自力避難が困難な障がい者施設においては、採択要件の緩和や負担率の見直しを行うなど、早期対策に取り組めるよう検討を進めます。

項目	具体的な内容
災害時の情報伝達	聴覚障がい者をはじめ全ての市民が安全に避難できるよう、文字表示付きの防災ラジオの貸し出し等、情報伝達体制の整備を図ります。 また、避難所においては、障がい者にも連絡事項がわかりやすく表現できるよう、音声による伝達、掲示板に記載するなど、障がいに応じた情報伝達に配慮します。
避難・救助体制の充実	災害時に自力避難が困難な障がい者や高齢者に関する情報をまとめた避難行動要支援者名簿の更新に努めます。 また、避難行動要支援者名簿の情報共有に同意を得た人については、個別避難計画の作成を周知し、避難体制の更なる充実を図ります。
避難所の開設	災害時には、その状況に応じ市の施設をはじめとした指定避難所を開設します。 また、重度障がい等により指定避難所での生活が困難な人を受け入れる、福祉介護避難所※を開設します。

※避難生活において一定の配慮を要する方を対象とする避難所

④ 防犯対策の推進

項目	具体的な内容
防犯対策の充実	障がい者が安全安心に生活できるよう障がい者に対する防犯知識の普及及び事故時における障がい者への援助に関する知識の普及を図ります。 また、文字表示機能付の防災ラジオを活用し、振り込め詐欺等の情報を提供し、市民の危機意識を高めます。

⑤精神障がい者に向けた環境整備の推進

項目	具体的な内容
「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築 【再掲（P39）】	精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の充実に努めます。